

安倍首相

憲法改正に関するビデオメッセージの発言 全文

毎日新聞 2017年5月4日

安倍晋三首相（自民党総裁）が寄せたビデオメッセージでの発言全文は次の通り。

ご来場の皆さま、こんにちは。自民党総裁の安倍晋三です。憲法施行70年の節目の年に「第19回公開憲法フォーラム」が盛大に開催されましたことに、まずもってお喜び申し上げます。憲法改正の早期実現に向けて、それぞれのお立場で精力的に活動されている皆さまに、心から敬意を表します。

憲法改正は、自民党の立党以来の党是です。自民党結党者の悲願であり、歴代の総裁が受け継いでまいりました。私が総理・総裁であった10年前、施行60年の年に国民投票法が成立し、改正に向けての一步を踏み出すことができましたが、憲法はたった一字も変わることなく、施行70年の節目を迎えるに至りました。

憲法を改正するか否かは、最終的には国民投票によって国民が決めるものですが、その発議は国会にしかできません。私たち国会議員は、その大きな責任をかみしめるべきであると思います。

次なる70年に向かって日本がどういう国を目指すのか。今を生きる私たちは少子高齢化、人口減少、経済再生、安全保障環境の悪化など、わが国が直面する困難な課題に対し、真正面から立ち向かい、未来への責任を果たさなければなりません。

憲法は、国の未来、理想の姿を語るものです。私たち国会議員は、この国の未来像について、憲法改正の発議案を国民に提示するための「具体的な議論」を始めなければならない、その時期に来ていると思います。

わが党、自民党は、未来に、国民に責任を持つ政党として、憲法審査会における「具体的な議論」をリードし、その歴史的使命を果たしてまいりたいと思います。

例えば憲法9条です。今日、災害救助を含め命懸けで、24時間365日、領土、領海、領空、日本人の命を守り抜く、その任務を果たしている自衛隊の姿に対して、国民の信頼は9割を超えています。しかし、多くの憲法学者や政党の中には、自衛隊を違憲とする議論が今なお存在しています。「自衛隊は、違憲かもしれないけれども、何かあれば、命を張って守ってくれ」というのは、あまりにも無責任です。

私は、少なくとも私たちの世代のうちに、自衛隊の存在を憲法上にしっかりと位置付け、「自衛隊が違憲かもしれない」などの議論が生まれる余地をなくすべきであると考えます。

もちろん、9条の平和主義の理念については、未来に向けて、しっかりと堅持していかなければなりません。そこで「9条1項、2項を残しつつ、自衛隊を明文で書き込む」という考え方、これは国民的な議論に値するのだらうと思います。

教育の問題。子どもたちこそ、わが国の未来であり、憲法において国の未来の姿を議論する際、教育は極めて重要なテーマだと思います。誰もが生きがいを持って、その能力を存分に発揮できる「1億総活躍社会」を実現する上で、教育が果たすべき役割は極めて大きい。

世代を超えた貧困の連鎖を断ち切り、経済状況にもかかわらず、子どもたちがそれぞれの夢に向かって頑張ることができる、そうした日本でありたいと思っています。

70年前、現行憲法の下で制度化された小中学校9年間の義務教育制度、普通教育の無償化は、まさに戦後の発展の大きな原動力となりました。

70年の時を経て、社会も経済も大きく変化した現在、子どもたちがそれぞれの夢を追い掛けるためには、高等教育についても全ての国民に真に開かれたものとしなければならないと思います。これは個人の問題にとどまりません。人材を育てることは、社会、経済の発展に確実に繋がっていくものであります。

これらの議論の他にも、この国の未来を見据えて議論していくべき課題は多々あるでしょう。

私がかねがね、半世紀ぶりに夏季のオリンピック、パラリンピックが開催される2020年を、未来を見据えながら日本が新しく生まれ変わる大きなきっかけにすべきだと申し上げてきました。かつて、1964年の東京五輪を目指して、日本は大きく生まれ変わりました。その際に得た自信が、その後、先進国へと急成長を遂げる原動力となりました。

20年もまた、日本人共通の大きな目標となっています。新しく生まれ変わった日本がしっかりと動き出す年、20年を、新しい憲法が施行される年にしたいと強く願っています。私はこうした形で国の未来を切り開いていきたいと考えています。

本日は自民党総裁として、憲法改正に向けた基本的な考え方を述べました。これを契機に、国民的な議論が深まっていくことを切に願います。自民党としても、その歴史的使命をしっかりと果たしていく決意であることを改めて申し上げます。

最後になりましたが、国民的な議論と理解を深めていくためには、皆さま方、「民間憲法臨調」「美しい日本の憲法をつくる国民の会」のこうした取り組みが不可欠であり、大変心強く感じております。

憲法改正に向けて、共に頑張りましょう。

【新しい憲法制定推進大会】

安倍晋三首相、改憲に意欲「不毛な議論から卒業し、具体的な姿を国民に示すときだ」（発言詳報）

安倍晋三首相（自民党総裁）は1日、憲法改正について「機は熟した。不毛な議論から卒業し、具体的な姿を国民に示すときだ」と訴え、改憲に向けた強い意欲を表明した。「新憲法制定議員同盟」（会長・中曽根康弘元首相）が東京・永田町の憲政記念館で開いた「新しい憲法を制定する推進大会」で述べた。首相の発言詳細は次の通り。

◇

皆さま、こんにちは、安倍晋三でございます。ただいま内閣総理大臣・安倍晋三とこういうご紹介いただきましたが、今日は自民党総裁の安倍晋三としてここに立っておりますので、念のため申し上げます。憲法施行70年の節目の年に推進大会がかくも盛大に開催されたことを心からお喜び申し上げます次第です。

60年の節目にあたっては内閣総理大臣でしたが、この年ようやく国民投票法が成立しました。憲法改正に向けた大きな一歩をすることができたと考えています。あれから10年がたち、18歳投票権など3つの宿題も解決された中であって、憲法改正の国民的関心は確実に高まっている。かつては憲法に指一本触れてはいけないという議論すらもありました。しかし、もはや憲法を不磨の大典だと考える国民は非常に少数になってきたと言ってもいいのではないのでしょうか。

いよいよ期は熟してきました。今求められているのは具体的な提案であります。もはや改憲か護憲と言った抽象的で、そして不毛な議論からは私たちは卒業しなければいけないと思います。この国をどうするのか、わが国の未来へのビジョン、理想の憲法の具体的な姿を自信を持って国民に示すときです。そして、しっかりと結果を出していかなければならない。

政治とは結果であります。自民党は谷垣（禎一）総裁の時代に憲法改正草案をまとめ、国民にお示ししました。これは党としての公式文書であります。しかし、私たちはこれをそのまま憲法審査会に提案するつもりはない。どんなに立派な案でも衆参両院で3分の2を形成できなければ、ただ言っているだけに終わってしまいます。ここにいる野党の福島（伸享衆院議員＝民進党）さんもおられますが、皆さまにも賛成してもらえるようになれば、それは一番いいなとこう思っています。福島さんも今深くうなずいていただけたので、建設的な議論に参加していただけるものと期待しています。

どんなに立派な案でも衆参両院で3分の2を形成できなければ、ただ言っているだけに終わってしまいます。政治家は評論家ではありませんし、学者ではない。結果を出さなくてはいけない。ただ立派なことを言うことに安住の地を求めてはいけない。結果を出すために汗を流さなくてはなりません。さらに国民投票で過半数の賛成を得なければ、憲法改正は実現できません。つまり、決めるのは国民であります。

そうした現実を踏まえ、しっかりと結果につながる議論を憲法審査会で行う責任があります。憲法改正の機運が高まってきた今だからこそ、私たちは柔軟性を持って現実的な議論を行う必要があると考えます。私たち自民党は圧倒的な第一党として現実的かつ具体的な議論を憲法審査会においてリードしていく覚悟であります。それは立党以来、憲法改正を党是として掲げてきた自民党の歴史的な使命ではないのでしょうか。

70年前、日本は見渡す限り焼け野原でした。しかし、先人たちは決して諦めなかった。先ほど中曽根先生から大変力強いごあいさつをいただきましたが、中曽根先生をはじめ、多くの尊敬すべき先人たちが廃虚の中から敢然と立ち上がり、祖国再建のため、血のにじむような努力をされました。そして70年後を生きる私たちのために、世界第3位の経済大国、世界に誇る自由で民主的な日本を作り上げてくれました。

私たちもまた先人たちにならい、この節目の年にあたり、今こそ立ち上がるべきときです。私たちの世代に課せられた責任をしっかりと果たさなくてはなりません。次なる70年、私たちの子や孫、その先の世代が生きる日本の未来をしっかりと見据えながら、大きな理想を掲げ、憲法改正、そして新たな国造りに挑戦していこうではありませんか。

少子高齢化、厳しさを増す安全保障情勢。平和で豊かな日本をどうやって守っていくのか。私たち全員が顔をあげ、その視線を未来に、そして世界に向けていく必要があります。足下の政局、目先の政治闘争ばかりにとらわれ、憲法論議がおろそかになることがあってはいけません。憲法を最終的に改正するのは国民です。しかしそれを発議するのは国会にしかできません。私たち国会議員はその大きな責任をかみしめなければなりません。

そうした意味で、本日、民進党、公明党、日本維新の会、そして日本のここから代表の方々に参加されていますが、憲法改正を実現する上で、党派の違いを超えて国会議員が集う新憲法制定議員連盟が果たすべき役割は誠に大きいものがあります。皆さんとともに手を携えて憲法改正という大きな目標に向けて、この節目の年に必ずや歴史的一步を踏み出す。そして、先ほどごあいさつされた中曽根元首相は、中曽根首相としての世代の役割を果たして、今度は私たちの番であります。必ず皆さんとともに、私たちが目標として掲げてきた新しい憲法を作っていくことを全力を傾けて、その目標に向かっていくことを自由民主党総裁としてお誓い申し上げまして、私のあいさつとさせていただきます。皆さん、一緒に頑張っていきましょう。

【新しい憲法制定推進大会】

98歳・中曽根康弘元首相「国民自らがつくる憲法へ奮起を」(発言詳報)

産経新聞 2017.5.1

中曽根康弘元首相(98)は1日、自身が会長を務める「新憲法制定議員同盟」が主催して東京・永田町の憲政記念館で開いた「新しい憲法を制定する推進大会」に出席し、「国民が自らがつくり上げる初めての憲法を目指し、一層の奮起をお願いする」などと訴えた。中曽根氏の発言要旨は次の通り。

◇

われわれが目指すべき憲法とは、自由と民主主義を軸に国と世界の未来を展望しつつ、日本のあるべき姿を求めるものだ。それはまた国民参加のもとに、真の主権在民たる憲法を作り上げることでもある。

本年は現行憲法施行70年という区切りの年であり、明年は明治維新150年を迎える。

明治憲法は日本が近代化を目指す上で原動力となり、敗戦の後、決まった現行憲法は今日の経済発展の大きな基礎となった。それぞれの憲法がその時代に果たした役割と意義をわれわれは大いに認め、評価する。

しかしながら、明治憲法は薩長同盟という藩閥政治の力の所産であり、現行憲法はマッカーサーの超法規的力が働いたことを考えれば、憲法改正はその内容にもまして、国民参加のもとに国民自らの手で国民総意に基づく初めての憲法をつくり上げるという作業だろうと自覚する。

そこにこそ、われわれの掲げる憲法改正の本質的な意義はある。そのためにも本日お集まりいただいた各党、各派の皆さまには国会の審査の場で各派の責任において、その内容とビジョンを示していただきながら活発な議論のもとに国民世論を喚起し、問題の所在を明らかにするとともに、各党それぞれがどんな国づくりをするのかを国民の前にお示しいただくものだ。そうした活動は国民参加につながって、憲法改正の機運を高め、真の国民憲法実現に向かって邁進（まいしん）することを確信する。

現行憲法によるこの70年は確かにわれわれの生活に豊かさをもたらした。しかしながら憲法の欠陥とともに、さまざまな問題に直面していることも、また事実だ。われわれはこうした社会現象を憲法に集約し、政治、経済、外交、福祉、教育、文化、科学技術など、それらを新しい国民憲法に反映させながら、日本の新たな未来を切り開いていかなければならない。それはわれわれ日本民族にとってさらなる前進と発展への挑戦でもある。

憲法改正は、国民世論とともにある。各政党におかれては国民参加を助け、学界やジャーナリズム、経済団体を巻き込みつつ、国民の意見や考えを調整しながら、国民自らがつくり上げる初めての憲法を目指し、一層の奮起をお願いする。

新憲法制定議員同盟

役員

【会長】中曽根康弘（元職）

【会長代理】中山太郎（元職）

【顧問】衆院＝安倍晋三・丹羽雄哉・伊吹文明・谷垣禎一（以上自民）、亀井静香（無所属）、参院＝片山虎之助（維新）

【副会長】衆院＝野田毅・高村正彦・二階俊博・町村信孝・額賀福志郎・石原伸晃・平沼赳夫（以上自民）、前原誠司（民進）、参院＝山東昭子・尾辻秀久（以上自民）

【副会長兼常任幹事】衆院＝保岡興治・鳩山邦夫・大島理森・船田元・金子一義（以上自民）、参院＝鴻池祥肇（自民）

【幹事長】愛知和男（元職）

【副幹事長兼事務局長】柳本卓治（自民・参院）

【副幹事長】中曽根弘文（自民・参院）

【常任幹事兼事務局次長】衆院＝平沢勝栄（自民）、参院＝林芳正・岡田直樹（以上自民）

【常任幹事】松原仁（民進・衆院）

【監事】木村太郎（自民・衆院）

自民党の立党宣言/綱領

立党宣言

昭和三十年十一月十五日

政治は国民のもの、即ちその使命と任務は、内に民生を安定せしめ、公共の福祉を増進し、外に自主独立の権威を回復し、平和の諸条件を調整確立するにある。われらは、この使命と任務に鑑み、ここに民主政治の本義に立脚して、自由民主党を結成し、広く国民大衆とともにその責務を全うせんことを誓う。

大戦終熄して既に十年、世界の大勢は著しく相貌を変じ、原子科学の発達と共に、全人類の歴史は日々新しい頁を書き加えつつある。今日の政治は、少なくとも十年後の世界を目標に描いて、創造の努力を払い、過去及び現在の制度機構の中から健全なるものを生かし、古き無用なるものを除き、社会的欠陥を是正することに勇敢であらねばならない。

われら立党の政治理念は、第一に、ひたすら議会民主政治の大道を歩むにある。従ってわれらは、暴力と破壊、革命と独裁を政治手段とするすべての勢力又は思想をあくまで排撃する。第二に、個人の自由と人格の尊厳を社会秩序の基本的条件となす。故に、権力による専制と階級主義に反対する。

われらは、秩序の中に前進をもとめ、知性を磨き、進歩的諸政策を敢行し、文化的民主国家の諸制度を確立して、祖国再建の大業に邁進せんとするものである。

右宣言する。

立党50年宣言

平成17年11月22日

わが党は民主主義のもとに、平和と自由を愛する国民政党として立党以来、ここに50年の歳月を刻んだ。この50年間、我々は国民の負託に応え、情理を尽くして幾多の問題を克服し、国家の安全と経済的豊かさを実現すべく、つねに主導的役割を果たしてきた。

この半世紀は、わが国が国際化の道を歩んできた時代でもある。

また、冷戦が終焉し、世界が大きく変動した時代でもある。

わが国は、いまや少子高齢化、国際テロリズムの激化への対応など多くの課題をかかえている。

我々は先人が明治の改革、戦後の改革に大胆に取り組んできたように、新しい党の理念と綱領に基づき、構造改革、行財政改革、党改革などの諸改革を進めていかなければならない。

我々はわが国の歴史と伝統と文化を尊び、その是をとって非を除き、道徳の高揚につとめ、国際社会の責任ある一員として積極的に活動する国家の実現を国民に約束する。

右、宣言する。

綱領

昭和三十年十一月十五日

一、わが党は、民主主義の理念を基調として諸般の制度、機構を刷新改善し、文化的民主国家の完成を期する。

一、わが党は、平和と自由を希求する人類普遍の正義に立脚して、国際関係を是正し、調整し、自主独立の完成を期する。

一、わが党は、公共の福祉を規範とし、個人の創意と企業の自由を基底とする経済の総合計画を策定実施し、民生の安定と福祉国家の完成を期する。

新綱領

平成 17 年 11 月 22 日

・新しい憲法の制定を

私たちは近い将来、自立した国民意識のもとで新しい憲法が制定されるよう、国民合意の形成に努めます。そのため、党内外の実質的論議が進展するよう努めます。

・高い志をもった日本人を

私たちは、国民一人ひとりが、人間としての普遍的規範を身につけ、社会の基本となる家族の絆を大切に、国を愛し地域を愛し、共に支え合うという強い自覚が共有できるよう努めます。そのために教育基本法を改正するとともに、教育に対して惜しみなく資源を配分し、日本人に生まれたことに誇りがもてる、国際感覚豊かな志高い日本人を育む教育をめざします。

・小さな政府を

私たちは、国、地方を通じて行財政改革を政治の責任で徹底的に進め、簡省を旨とし、行政の肥大化を防ぎ、効率的な、透明性の高い、信頼される行政をめざします。また、国、地方の適切な責任分担のもとで、地方の特色を活かす地方分権を推進します。

・持続可能な社会保障制度の確立を

私たちは、思い切った少子化対策を進め、出生率の向上を図り、国民が安心できる、持続可能な社会保障制度を確立します。

・世界一、安心・安全な社会を

私たちは、近年の犯罪の急増やテロの危険性の高まりに対し、断固たる決意をもって闘うとともに、災害に強い国づくりを進めることにより、日本を世界一、安心・安全な社会にします。

・食糧・エネルギーの安定的確保を

私たちは、世界の急速な変化に対応するため、食糧とエネルギー資源を確保し、経済や国民生活の安定に努めます。特に、食糧の自給率の向上に努めるとともに、食の安全を確保します。

・知と技で国際競争力の強化を

私たちは、わが国の質の高い人的資源と技術力を基礎に、新しい産業の育成にも力を注ぎ、国際競争を勝ち抜くことのできる、活力と創造力あふれる経済の建設をめざします。特に、日本の中小企業の活力を重視し、また、最先端技術の基礎的、独創的な研究開発を推進し、知と技によって支えられる科学技術立国をめざします。

・循環型社会の構築を

私たちは、自然も人も一体という思いから、地球規模の自然環境を大切にし、世界の中で最も進んだ持続可能な循環型社会の構築をめざします。

・男女がともに支え合う社会を

私たちは、女性があらゆる分野に積極的に参画し、男女がお互いの特性を認めつつ、責任を共有する「男女がともに支え合う社会」をめざします。

・生きがいとうるおいのある生活を

私たちは、ボランティア活動や身近なスポーツ・芸術の振興、高齢者や障害者の社会参加を促進し、生きがいとうるおいのある生活をめざします。そのため、NGO・NPO 諸団体をはじめ、あらゆる団体との交流を深め、また、まじめに働く人たちの声を大切にします。

平成22年（2010年）綱領

平成22年1月24日

現状認識

我が党は、「反共産・社会主義、反独裁・統制的統治」と「日本らしい日本の確立」一の2つを目的とし、「政治は国民のもの」との原点に立ち立党された。平成元年のベルリンの壁の崩壊、平成3年のソ連邦の解体は、この目的の1つが達成されたという意味で、我が党の勝利でもあった。

そこに至るまでの間、共産主義・社会主義政党の批判のための批判に耐え、我が党は現実を直視し、日米安全保障条約を基本とする外交政策により永く平和を護り、世界第2の経済大国へと日本を国民とともに発展させた。

日本の存在感が増すにつれ、国際化のなかで我々は多くのものを得た反面、独自の伝統・文化を失いつつある。長寿国という誇るべき成果の反面、経済成長の鈍化と財政悪化からくる財政諸機能の不全に現在も我々は苦しんでいる。少子化による人口減少は国の生産力を低下させると言われる。

我が国は、これ等の現実を明るく希望ある未来に変えるため、少子化対策とともに、教育の充実と科学技術開発に国民資源を注力することにより生産性を向上させ、長寿人口の活用と国民資質の向上、国際化への良き対応により、経済成長が達成でき、国民生活の充実が可能なことを世界に示さねばならない。

我々は、日本国及び国民統合の象徴である天皇陛下のもと、今日の平和な日本を築きあげてきた。我々は元来、勤勉を美德とし、他人に頼らず自立を誇りとする国民である。努力する機会や能力に恵まれぬ人たちを温かく包み込む家族や地域社会の絆を持った国民である。

家族、地域社会、国への帰属意識を持ち、公への貢献と義務を誇りを持って果たす国民でもある。これ等の伝統的な国民性、生きざま即ち日本の文化を築きあげた風土、人々の営み、現在・未来を含む3世代の基をなす祖先への尊敬の念を持つ生き方の再評価こそが、もう1つの立党目的、即ち「日本らしい日本の確立」である。

我が党は平成21年総選挙の敗北の反省のうえに、立党以来護り続けてきた自由と民主の旗の下に、時代に適さぬもののみを改め、維持すべきものを護り、秩序のなかに進歩を求め、国際的責務を果たす日本らしい日本の保守主義を政治理念として再出発したいと思う。

我々が護り続けてきた自由（リベラリズム）とは、市場原理主義でもなく、無原則な政府介入是認主義でもない。ましてや利己主義を放任する文化でもない。自立した個人の義務と創意工夫、自由な選択、他への尊重と寛容、共助の精神からなる自由であることを再確認したい。従って、我々は、全国民の努力により生み出された国民総生産を、与党のみの独善的判断で国民生活に再配分し、結果として国民の自立心を損なう社会主義的政策は

採らない。これと併せて、政治主導という言葉で意に反する意見を無視し、与党のみの判断を他に独裁的に押し付ける国家社会主義的統治とも断固対峙しなければならない。

また、日本の主権を危うくし、「日本らしい日本」を損なう政策に対し闘わねばならない。我が党は過去、現在、未来の真面目に努力した、また努力する自立した納税者の立場に立ち、「新しい日本」を目指して、新しい自民党として、国民とともに安心感のある政治を通じ、現在と未来を安心できるものとしたい。

1. 我が党は常に進歩を目指す保守政党である

(1) 正しい自由主義と民主制の下に、時代に適さぬものを改め、維持すべきものを護り、秩序のなかに進歩を求める

(2) 勇気を持って自由闊達（かっただ）に真実を語り、協議し、決断する

(3) 多様な組織と対話・調整し、国会を公正に運営し、政府を謙虚に機能させる

2. 我が党の政策の基本的考えは次による

(1) 日本らしい日本の姿を示し、世界に貢献できる新憲法の制定を目指す

(2) 日本の主権は自らの努力により護る。国際社会の現実に即した責務を果たすとともに、一国平和主義的観念論を排す

(3) 自助自立する個人を尊重し、その条件を整えるとともに、共助・公助する仕組を充実する

(4) 自律と秩序ある市場経済を確立する

(5) 地域社会と家族の絆・温かさを再生する

(6) 政府は全ての人に公正な政策や条件づくりに努める (イ) 法的秩序の維持

(ロ) 外交・安全保障

(ハ) 成長戦略と雇用対策

(ニ) 教育と科学技術・研究開発

(ホ) 環境保全

(ヘ) 社会保障等のセーフティネット

(7) 将来の納税者の汗の結晶の使用選択権を奪わぬよう、財政の効率化と税制改正により財政を再建する

3. 我が党は誇りと活力ある日本像を目指す

(1) 家族、地域社会、国への帰属意識を持ち、自立し、共助する国民

(2) 美しい自然、温かい人間関係、「和と絆」の暮らし

(3) 合意形成を怠らぬ民主制で意思決定される国と自治体

(4) 努力するものが報われ、努力する機会と能力に恵まれぬものを皆で支える社会。その条件整備に力を注ぐ政府

(5) 全ての人に公正な政策を実行する政府。次世代の意思決定を損なわぬよう、国債残高の減額に努める

(6) 世界平和への義務を果たし、人類共通の価値に貢献する有徳の日本